（証券コード：8308）
平成22年6月8日

株 主 の 皆 様 へ

※第９期報告書のうち、貸借対照表・損益計算書等は、別冊の「第９期定時株主総会招集ご通知添付書類」第９期報告書②に記載しております。

株式会社りそなホールディングス

（証券コード：8308）
平成22年6月8日

株主の皆様へ

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役会長　細谷英二

第9期定時株主総会招集のご通知

拝啓　ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。
さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成22年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成22年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始は午前8時50分）

2．場　　所　大阪市中央区備後町二丁目2番1号
りそな本店ビル　地下2階講堂

3．目的事項

報告事項
1．第9期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2．第9期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役10名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

(1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますので、同用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。
なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席することができます。

(2) 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

① 書面（議決権行使書）による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使
当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁～５頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただきますようお願い申しあげます。

(3) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 電磁的方法（インターネット等）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.resona-gr.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎ 決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト（http://www.resona-gr.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎ なお、本株主総会の模様については、後日、上記の当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

《インターネットによる議決権行使のご案内》

◎インターネット（パソコンまたは携帯電話）により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．ご留意いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使ウェブサイト（http://daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。
(**インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。**)

(2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

(3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成22年６月24日）午後５時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2．お手続の方法

(1) 当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

・議決権行使ウェブサイト　http://daiko-sb.gcan.jp

・「ＱＲコード」から議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続してください。
なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使ウェブサイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、失念にご注意ください。

(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3．システム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

② 以下のサービスのご利用が可能であること。

ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ

(iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

4．お問合せ先（通話料無料）

◆インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のお問合せ先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行部（ITヘルプデスク）
電話 0120－911－860　（受付時間：24時間）

◆上記以外の株式に関する各種お問合せ先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行事務センター
・株式事務に関するご照会　電話 0120－255－100
・特別口座に関するご照会　電話 0120－351－465
［受付時間　9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）］

【機関投資家の皆様へ】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 本店の所在地を、東京本社の所在地に変更するため、所要の変更を行うものであります（現行定款第３条）。

(2) 株主総会の招集地について、本店所在地、東京都区内または大阪市と定めるものであります（現行定款第23条）。

(3) 第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式についての記載を削除するとともに、発行可能株式総数の変更等の所要の変更を行うものであります（現行定款第５条、第11条、第13条、第15条ないし第19条、第21条、第29条、現行定款附則第６条ないし第８条）。

(4) 第６種優先株式について、具体的に内容を記載するものであります（現行定款第11条、第13条、第20条）。

(5) その他、上記の変更を行うことに伴い、条数の変更もしくは参照条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変　更　の　理　由
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**	
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都江東区に置く。	本店の所在地を、東京本社の所在地に変更するものであります。
第２章　株　　式	**第２章　株　　式**	
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第５条　当会社が発行することのできる株式の総数は、8,211,780,800株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式　7,300,000,000株 丙種優先株式　12,000,000株 己種優先株式　8,000,000株 第１種優先株式　275,000,000株 第２種優先株式　281,780,800株 第３種優先株式　275,000,000株 第４種優先株式　10,000,000株 第５種優先株式　10,000,000株 第６種優先株式　10,000,000株 第７種優先株式　10,000,000株 第８種優先株式　10,000,000株 第９種優先株式　10,000,000株	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第５条　当会社が発行することのできる株式の総数は、8,201,780,800株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式　7,300,000,000株 丙種優先株式　12,000,000株 己種優先株式　8,000,000株 第１種優先株式　275,000,000株 第２種優先株式　281,780,800株 第３種優先株式　275,000,000株 第４種優先株式　10,000,000株 第５種優先株式　10,000,000株 第６種優先株式　10,000,000株 第７種優先株式　10,000,000株 第８種優先株式　10,000,000株 （削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するとともに、発行可能株式総数を変更するものであります。
第３章　優先株式	**第３章　優先株式**	
（優先配当金） 第11条　当会社は、第56条に定める剰余金の配当（第56条第１項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次	（優先配当金） 第11条　当会社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第１項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次	規定中の参照条数を変更するものであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき　68円 已種優先株式 1株につき 185円 第１種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 第２種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 第３種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円LIBOR（１年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。 ユーロ円LIBOR（１年物）は、平成	に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。 丙種優先株式 1株につき　68円 已種優先株式 1株につき 185円 第１種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 第２種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 第３種優先株式　１株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年４月１日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円LIBOR（１年物）＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年４月１日以降の毎年４月１日とする。 ユーロ円LIBOR（１年物）は、平成	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変更の理由
16年４月１日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR１年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（１年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（１年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第４種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。 第５種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.675％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。 第６種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第６種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10％を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有	16年４月１日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円１年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR１年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（１年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円１年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（１年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。 第４種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。 第５種優先株式　１株につき、その払込金相当額（25,000円）に、年3.675％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。 第６種優先株式　１株につき、その払込金額（25,000円）に、年4.95％の配当率を乗じて算出した額（払込金額25,000円に対し1,237円50銭）とする。ただし、平成23年３月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。	第６種優先株式の内容について具体的に記載するものであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変　更　の　理　由
価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５％を加えた率を上限とする。		
第７種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第７種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10％を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５％を加えた率を上限とする。	第７種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第７種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10％を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５％を加えた率を上限とする。	
第８種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第８種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10％を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５％を加えた率を上限とする。	第８種優先株式　１株につき、その払込金額（１株につき35,000円を上限とする。以下第８種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10％を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年５％を加えた率を上限とする。	
第９種優先株式　１株につき、その払込金相当額（35,000円）に、年0.93％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額35,000円に対し325円50銭）とする。	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）	
③　（条文省略）	③　（現行どおり）	
（優先中間配当金）	（優先中間配当金）	
第12条　当会社は、第56条第１項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通	第12条　当会社は、第54条第１項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通	規定中の参照条数を変更するものであります。

（下線は変更部分）

<table>
<tr><th>現　行　定　款</th><th>変　更　案</th><th>変 更 の 理 由</th></tr>
<tr><td>株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

（残余財産の分配）
第13条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
丙種優先株式　1株につき　5,000円
己種優先株式　1株につき 12,500円
第１種優先株式 1株につき　2,000円
第２種優先株式 1株につき　2,000円
第３種優先株式 1株につき　2,000円
第４種優先株式 1株につき 25,000円
第５種優先株式 1株につき 25,000円
第６種優先株式　<u>１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u>
第７種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。
第８種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。
<u>第９種優先株式 1株につき 35,000円</u>
②（条文省略）</td><td>株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

（残余財産の分配）
第13条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
丙種優先株式　1株につき　5,000円
己種優先株式　1株につき 12,500円
第１種優先株式 1株につき　2,000円
第２種優先株式 1株につき　2,000円
第３種優先株式 1株につき　2,000円
第４種優先株式 1株につき 25,000円
第５種優先株式 1株につき 25,000円
第６種優先株式 <u>1株につき 25,000円</u>
第７種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。
第８種優先株式　１株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。
（削除）
②（現行どおり）</td><td>第６種優先株式の内容について具体的に記載するものであります。

第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものでありま</td></tr>
</table>

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変　更　の　理　由
		す。
（議決権） 第15条　優先株主（第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という）、第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という）および第3種優先株式を有する株主（以下第3種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第9種優先株式を有する株主（以下第9種優先株主という）以外の優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第55条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。	（議決権） 第15条　優先株主（第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という）、第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という）および第3種優先株式を有する株主（以下第3種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、（削除）優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。	第9種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。 規定中の参照条数を変更するものであります。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）	
（株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等） 第16条　当会社は、法令に別段の定めが	（株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等） 第16条　当会社は、法令に別段の定めが	

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変更の理由
ある場合を除き、優先株式（第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式、第８種優先株式および第９種優先株式を除く）について株式の併合または分割は行わない。 ②　当会社は、優先株主（第４種優先株式を有する株主（以下第４種優先株主という）、第５種優先株式を有する株主（以下第５種優先株主という）、第６種優先株式を有する株主（以下第６種優先株主という）、第７種優先株式を有する株主（以下第７種優先株主という）、第８種優先株式を有する株主（以下第８種優先株主という）および第９種優先株主を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	ある場合を除き、優先株式（第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式（削除）を除く）について株式の併合または分割は行わない。 ②　当会社は、優先株主（第４種優先株式を有する株主（以下第４種優先株主という）、第５種優先株式を有する株主（以下第５種優先株主という）、第６種優先株式を有する株主（以下第６種優先株主という）、第７種優先株式を有する株主（以下第７種優先株主という）および第８種優先株式を有する株主（以下第８種優先株主という）（削除）を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第１項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第１項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。 第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。
（優先株式の取得請求権） 第17条　優先株主（第４種優先株主、第５種優先株主、第６種優先株主、第７種優先株主、第８種優先株主および第９種優先株主を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	（優先株式の取得請求権） 第17条　優先株主（第４種優先株主、第５種優先株主、第６種優先株主、第７種優先株主および第８種優先株主（削除）を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。
（第９種優先株式の取得請求権） 第18条　第９種優先株主は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有す	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変更の理由
る優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し附則で定める財産を交付することを請求することができる。		除するものであります。
（優先株式の取得条項） 第19条　取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式、第８種優先株式および第９種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式１株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　１株につき　1,667円 己種優先株式　１株につき　3,598円 ②　（条文省略） ③　（条文省略）	（優先株式の取得条項） 第18条　取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第１種優先株式、第２種優先株式、第３種優先株式、第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式（削除）を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式１株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式１株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　１株につき　1,667円 己種優先株式　１株につき　3,598円 ②　（現行どおり） ③　（現行どおり）	条数を変更するものであります。 第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。
（第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式の取得条項） 第20条　（条文省略）	（第４種優先株式、第５種優先株式、第６種優先株式、第７種優先株式および第８種優先株式の取得条項） 第19条　（現行どおり）	条数のみ変更するもの

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
②　（条文省略） ③　当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第６種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第６種優先株式１株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第６種優先株式の払込金額に120％を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。 ④　（条文省略） ⑤　（条文省略） ⑥　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　当会社は、平成28年12月８日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第６種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第６種優先株式１株につき、金25,000円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額の金銭を支払う。 ④　（現行どおり） ⑤　（現行どおり） ⑥　（現行どおり）	であります。 第６種優先株式の内容について具体的に記載するものであります。
（第９種優先株式の取得条項） 第21条　当会社は、附則に定める一または複数の日に、第９種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第９種優先株主に対して附則に定める財産を交付する。 ②　前項に基づき、第９種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。
（優先順位） 第22条　（条文省略）	（優先順位） 第20条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変 更 の 理 由
第４章　株主総会	**第４章　株主総会**	
（招集） 第23条　（条文省略）	（招集） 第21条　（現行どおり）	条数を変更し、株主総会の招集地について本店所在地、東京都区内または大阪市と定めるものであります。
（新設）	②　株主総会は、本店所在地、東京都区内または大阪市において招集する。	
②　（条文省略）	③　（現行どおり）	項数のみ変更するものであります。
（基準日） 第24条　（条文省略）	（基準日） 第22条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第25条　（条文省略）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第23条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（決議の方法） 第26条　（条文省略）	（決議の方法） 第24条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（議決権の代理行使） 第27条　（条文省略）	（議決権の代理行使） 第25条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（議長） 第28条　（条文省略）	（議長） 第26条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（種類株主総会） 第29条　第23条第２項、第24条、第27条および第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	（種類株主総会） 第27条　第21条第２項および第３項、第22条、第25条ならびに第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	条数を変更し、規定中の参照条数等を変更するものであります。
②　第26条第１項の規定は、会社法第324条第１項の種類株主総会決議に、同条第２項の規定は、会社法第324条第２項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。	②　第24条第１項の規定は、会社法第324条第１項の種類株主総会決議に、同条第２項の規定は、会社法第324条第２項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。	規定中の参照条数を変更するものであります。
③　当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第４種優先株主、第５種優先株主、第６種優先株主、第７種優先株主、第８種優先株主および第９種優先株主	③　当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、第４種優先株主、第５種優先株主、第６種優先株主、第７種優先株主および第８種優先株主（削除）を構成員	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	とする種類株主総会の決議を要しない。	株式に関する記載を削除するものであります。
第５章　取締役および取締役会	**第５章　取締役および取締役会**	
（取締役会の設置） 第30条　（条文省略）	（取締役会の設置） 第28条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（員数） 第31条　（条文省略）	（員数） 第29条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（選任方法） 第32条　（条文省略）	（選任方法） 第30条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（任期） 第33条　（条文省略）	（任期） 第31条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（業務の決定） 第34条　（条文省略）	（業務の決定） 第32条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（取締役会の招集権者および議長） 第35条　（条文省略） ②　（条文省略） ③　第40条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前２項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。	（取締役会の招集権者および議長） 第33条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③　第38条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前２項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。	条数のみ変更するものであります。 規定中の参照条数を変更するものであります。
（招集通知） 第36条　（条文省略）	（招集通知） 第34条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（運営） 第37条　（条文省略）	（運営） 第35条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（報酬等） 第38条　（条文省略）	（報酬等） 第36条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（責任の免除） 第39条　（条文省略）	（責任の免除） 第37条　（現行どおり）	条数のみ変更するもの

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
		であります。
第６章　指名・監査・報酬委員会	**第６章　指名・監査・報酬委員会**	
（各委員会の組織） 第40条　（条文省略）	（各委員会の組織） 第38条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（委員会の招集権者および議長） 第41条　（条文省略）	（委員会の招集権者および議長） 第39条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（招集通知） 第42条　（条文省略）	（招集通知） 第40条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（運営） 第43条　（条文省略）	（運営） 第41条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
第７章　執 行 役	**第７章　執 行 役**	
（員数） 第44条　（条文省略）	（員数） 第42条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（選任方法） 第45条　（条文省略）	（選任方法） 第43条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（任期） 第46条　（条文省略）	（任期） 第44条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（代表執行役・役付執行役） 第47条　（条文省略）	（代表執行役・役付執行役） 第45条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（報酬等） 第48条　（条文省略）	（報酬等） 第46条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（責任の免除） 第49条　（条文省略）	（責任の免除） 第47条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（執行役規程） 第50条　（条文省略）	（執行役規程） 第48条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変　更　の　理　由
第８章　会計監査人	**第８章　会計監査人**	
（会計監査人の設置） 第51条　（条文省略）	（会計監査人の設置） 第49条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（選任方法） 第52条　（条文省略）	（選任方法） 第50条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（任期） 第53条　（条文省略）	（任期） 第51条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
第９章　計　　算	**第９章　計　　算**	
（事業年度） 第54条　（条文省略）	（事業年度） 第52条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（剰余金の配当等の決定機関） 第55条　（条文省略）	（剰余金の配当等の決定機関） 第53条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（剰余金の配当の基準日） 第56条　（条文省略）	（剰余金の配当の基準日） 第54条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
（配当金の除斥期間） 第57条　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第55条　（現行どおり）	条数のみ変更するものであります。
附　　則	**附　　則**	
（第９種優先株式の取得請求権の内容） 第６条　第９種優先株式について、第18条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 １．第９種優先株式の取得請求権 第９種優先株主は、下記２．に定める取得を請求し得べき期間中、当会社に対して当該第９種優先株主の有する第９種優先株式を取得することを請求することができる。第９種優先株主によりかかる請求がなされた	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変更の理由
場合、当会社は、当該第９種優先株主の有する第９種優先株式を取得するのと引換えに、当該第９種優先株主に対して、下記３．に定める財産を交付する。 ２．取得を請求し得べき期間 第９種優先株主が当会社に対して当該第９種優先株主の有する第９種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。 ３．取得と引換えに交付すべき財産 当会社は、第９種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第９種優先株主の有する第９種優先株式１株を取得するのと引換えに、当該第９種優先株主に対して、第９種優先株式の払込金額相当額を下記４．に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第９種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 ４．引換価額および下限引換価額 引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100％を下回らないものとする。 引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。た		

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変 更 の 理 由
だし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。 ５．取得請求権の行使の条件 第９種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。		
（第９種優先株式の取得条項の内容） 第７条　第９種優先株式について、第21条に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。 １．第９種優先株式の全部または一部の取得 当会社は、下記２．に定める取得日において、第９種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第９種優先株式を取得するのと引換えに、第９種優先株主に対して、下記３．に定める財産を交付する。 当会社が第９種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第９種優先株式を決定する。 ２．取得事由 会社法第168条第１項に従って代表	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変 更 の 理 由
執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。 3．取得と引換えに交付すべき財産 当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記4．に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。 「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記4．に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。 4．強制引換価額および下限強制引換価額		

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変更の理由
強制引換価額および下限強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100％を下回らないものとする。 強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第９種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。		
（第９種優先株式の取得請求権および取得条項についての読み替え等） 第８条　第９種優先株式（本条において以下本優先株式という）の取得請求権および取得条項の内容について、次の通り読み替え等を行なう。 １．本優先株式について「払込金額相当額」とあるのは、１株あたり「金35,000円」をいうものとする。 ２．本条の効力発生日における本優先株式についての「引換価額」、「下限引換価額」、「強制引換価額」および「下限強制引換価額」は、それぞれ、平成20年５月16日開催の取締役会に	（削除）	第９種優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式に関する記載を削除するものであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
おいて決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な本優先株式についての引換価額、下限引換価額、強制引換価額および下限強制引換価額を100で除して得た額とする。 ３．本優先株式の取得請求権および取得条項の内容において「10円の位」とあるのは、「円位未満小数第１位」と読み替えるものとする。 ４．本優先株式の取得条項において、「取得不能日として定める日」とは、次により取得日として認められる日以外の日をいうものとする。 当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が、いずれか連続する30取引日の各日において、本優先株式について定められた当初の強制引換価額（平成19年６月11日現在332,465円。ただし、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額）を100で除して得た額（強制引換価額が調整される場合には、これに準じて調整する）に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年６月４日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に本優先株式の取得条項の内容に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。 ５．本条の効力発生日における「配当基準額」は、平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において適用ある配当基準額を100で除して得た額とする。 ６．本優先株式の引換価額および強制引		

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案	変 更 の 理 由
換価額（本条において、あわせて以下単に引換価額という）の調整において、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の１％未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「資産分配調整式による引換価額の調整は、資産分配調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が当該調整前引換価額の１％未満にとどまるときは、これを行わない。ただし、その後資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、資産分配調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に資産分配調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1／100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。 ７．本優先株式の引換価額の調整において、「引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価		

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　更　案	変 更 の 理 由
額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。」とあるのは、「引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額調整式による引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。なお、かかる差額が平成20年５月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の分割の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1／100倍して使用するものとする。」と読み替えるものとする。		

第２号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。なお、社外取締役候補者につきましては、指名委員会より同委員会で定めた「社外取締役候補者選任基準」に照らし、社外取締役候補者として必要な要件を満たしている旨の報告を受けております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
1	細谷英二（ほそやえいじ） （昭和20年２月24日生）	昭和43年４月　日本国有鉄道　入社 昭和62年４月　東日本旅客鉄道株式会社　総合企画本部投資計画部長 平成２年６月　同　総合企画本部経営管理部長 平成５年６月　同　取締役 平成８年６月　同　常務取締役 平成12年６月　同　代表取締役副社長　事業創造本部長 平成15年６月　りそな銀行　取締役兼代表執行役会長　指名委員会委員　報酬委員会委員 平成15年６月　りそなホールディングス　取締役兼代表執行役会長　指名委員会委員　報酬委員会委員（現任） 平成17年６月　りそな銀行　代表取締役会長 平成21年６月　同　取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　取締役会長	普通株式 5,200株
2	檜垣誠司（ひがきせいじ） （昭和26年５月25日生）	昭和50年４月　大和銀行　入行 平成15年６月　りそな銀行　執行役　東京融資第二部長 平成17年６月　りそなホールディングス　執行役　内部監査部長 平成18年６月　同　取締役　監査委員会委員 平成19年６月　同　取締役兼代表執行役社長 平成20年４月　同　取締役兼代表執行役社長　金融マーケティング研究所担当 平成21年４月　りそな銀行　代表取締役兼執行役員　信託部門担当統括 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役兼代表執行役社長　金融マーケティング研究所担当　兼競争力向上委員会事務局担当（現任） 平成21年10月　りそな銀行　代表取締役兼執行役員　信託部門（信託営業部除く）担当統括（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　代表取締役兼執行役員	普通株式 6,159株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
3	ひがし かず ひろ 東　和　浩 （昭和32年４月25日生）	昭和57年４月　埼玉銀行　入行 平成15年10月　りそなホールディングス　執行役　財務部長 平成15年10月　りそな銀行　執行役　企画部（財務）担当 平成16年10月　りそなホールディングス　執行役　財務部長 兼購買戦略部担当 平成17年４月　りそな銀行　執行役　企画部長 平成17年６月　りそな信託銀行　取締役 平成17年６月　りそなホールディングス　執行役　財務部長 平成19年４月　同　執行役　財務部担当 平成19年６月　りそな銀行　常務執行役員　経営管理室担当 平成21年６月　りそな銀行　執行役員 コーポレートガバナンス事務局担当（現任） 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成22年５月　同　取締役兼執行役副社長　グループ戦略部担当 （ファイナンス・グループALM・IR担当の職務を除く） 兼コーポレートガバナンス事務局担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　執行役員	普通株式 6,600株
4	いそ の かおる 磯　野　薫 （昭和31年２月21日生）	昭和53年４月　株式会社日本長期信用銀行　入行 平成12年10月　株式会社新生銀行　市場リスク管理部長 平成16年２月　りそなホールディングス　リスク統括部長 兼りそな銀行　リスク統括部長 平成16年４月　りそなホールディングス　執行役　リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年４月　りそな銀行　執行役　リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年６月　奈良銀行　取締役 平成18年６月　りそなホールディングス　執行役　リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 兼信用リスク統括部担当 平成19年６月　近畿大阪銀行　取締役 平成21年６月　りそなホールディングス　取締役（現任）	普通株式 1,100株
5	わた なべ しょうたろう 渡　邉　正太郎 （昭和11年１月２日生） 〔社外取締役〕	昭和35年４月　花王石鹸株式会社（現花王株式会社）　入社 昭和46年10月　同　管理部長 昭和49年５月　同　取締役 昭和53年６月　同　常務取締役 昭和56年11月　同　専務取締役 昭和57年６月　同　代表取締役専務 昭和63年６月　同　代表取締役副社長 平成12年６月　同　経営諮問委員会　特別顧問 平成14年４月　社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事 平成15年６月　りそな銀行　取締役　指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年６月　りそなホールディングス　取締役　指名委員会委員 報酬委員会委員 平成17年６月　りそな銀行　取締役（現任） 平成17年６月　りそなホールディングス　取締役　指名委員会委員 （現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社りそな銀行　社外取締役 フジッコ株式会社　社外監査役	普通株式 4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
6	小島邦夫（こじま くにお） (昭和12年12月15日生) 〔社外取締役〕	昭和35年４月　日本銀行　入行 平成１年５月　同　営業局長 平成２年５月　同　企画局長 平成４年２月　同　理事 平成８年８月　株式会社日本興業銀行　顧問 平成10年６月　日本証券金融株式会社　取締役社長 平成16年６月　同　取締役会長 平成17年６月　りそなホールディングス　取締役　報酬委員会委員長（現任） 平成18年４月　社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事 平成18年６月　日本証券金融株式会社　取締役相談役 平成20年２月　同　顧問（現任） 平成21年４月　社団法人経済同友会　専務理事 〔重要な兼職の状況〕 日本証券金融株式会社　顧問 株式会社商船三井　社外取締役 株式会社JBISホールディングス　社外取締役	普通株式 1,500株
7	飯田英男（いいだ ひでお） (昭和13年11月15日生) 〔社外取締役〕	昭和41年４月　札幌地方検察庁検事 平成６年４月　和歌山地方検察庁検事正 平成８年７月　神戸地方検察庁検事正 平成９年12月　大阪地方検察庁検事正 平成11年６月　札幌高等検察庁検事長 平成13年５月　福岡高等検察庁検事長 平成13年12月　弁護士登録（東京弁護士会入会） 平成14年１月　奥野総合法律事務所　入所（現任） 平成15年４月　関東学院大学法学部　教授 平成18年６月　りそなホールディングス　取締役　監査委員会委員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 弁護士（奥野総合法律事務所　客員弁護士） 株式会社エコス　社外監査役 文化シヤッター株式会社　社外監査役	普通株式 1,300株
8	奥田務（おくだ つとむ） (昭和14年10月14日生) 〔社外取締役〕	昭和39年４月　株式会社大丸　入社 昭和62年４月　同　本社営業企画室営業企画部長 平成２年２月　同　百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 平成３年９月　株式会社大丸オーストラリア　代表取締役 平成７年５月　株式会社大丸　取締役　本社営業戦略室長事務管掌 平成８年５月　同　常務取締役 平成９年３月　同　取締役社長 平成15年５月　同　取締役会長兼最高経営責任者 平成18年６月　りそなホールディングス　取締役 報酬委員会委員（現任） 平成19年９月　J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長兼株式会社大丸代表取締役会長 平成22年３月　J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） 〔重要な兼職の状況〕 J.フロントリテイリング株式会社　代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所　社外取締役	普通株式 1,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
9	川本裕子（かわもとゆうこ） （昭和33年5月31日生） 〔社外取締役〕	昭和57年4月　株式会社東京銀行　入行 昭和63年6月　オックスフォード大学大学院経済学修士修了 昭和63年9月　マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社　入社 平成7年9月　同　パリ支社マネージャー 平成11年9月　同　東京支社エクスパート 平成13年6月　同　東京支社シニアエクスパート 平成16年4月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科　教授（現任） 平成18年6月　りそなホールディングス　取締役 監査委員会委員（現任） 〔重要な兼職の状況〕 早稲田大学大学院ファイナンス研究科　教授 株式会社大阪証券取引所　社外取締役 マネックスグループ株式会社　社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社　社外監査役 ヤマハ発動機株式会社　社外取締役	普通株式 1,600株
10	永井秀哉（ながいしゅうさい） （昭和21年5月29日生） 〔社外取締役〕	昭和45年4月　株式会社日本興業銀行　入行 平成5年3月　同　アトランタ支店長 平成8年6月　同　ロスアンゼルス支店長 平成11年6月　同　常任監査役 平成12年9月　株式会社みずほホールディングス　常勤監査役 平成14年3月　同　常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー 平成15年6月　日本曹達株式会社　常勤監査役 平成17年6月　りそな銀行　取締役 平成18年6月　埼玉りそな銀行　取締役（現任） 平成18年6月　りそなホールディングス　取締役 指名委員会委員長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社埼玉りそな銀行　社外取締役 東洋学園大学現代経営学部　教授	普通株式 2,300株

（注）　１．取締役候補者と当社との間の特別な利害関係について

各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者選任の考え方について

当社は、平成15年６月のりそな銀行への公的資金注入を踏まえ、邦銀グループ初の委員会設置会社へ移行したうえで、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、法令上必要とされる指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しております。本議案をご承認いただいた後も、引き続き、社外取締役が取締役会において過半数を占める体制を堅持しており、当社の経営の透明性と客観性は十分確保されております。また、当社は指名委員会において、同委員会で定めた社外取締役候補者選任基準に則り、適格性、独立性を十分に検証のうえ、持続的な企業価値の創造に資するに値するという観点から、経営の監督に相応しい人材を選任しております。

社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

(1)　渡邉正太郎氏については、製造業出身者および長年に亘る経営者としての経験に基づき、取締役会等において、特に、管理会計や業務運営改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。

(2)　小島邦夫氏については、金融分野の専門家および経営者としての経験に基づき、取締役会等において、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かし

ていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

(3) 飯田英男氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

(4) 奥田務氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

＊奥田務氏の社外取締役としての独立性について

奥田務氏は、J. フロントリテイリング株式会社の代表取締役会長兼最高経営責任者であり、当社の完全子会社であるりそな銀行は、同社およびグループ会社（以下、同社グループ）との間に融資取引があります。しかしながら、以下の理由により、同氏の社外取締役としての独立性について、懸念はないものと判断致します。

①. りそな銀行における同社グループとの融資取引の条件は、通常の商取引に基づくものであること。

②. 同社グループにおけるりそな銀行からの借入規模は、同社グループの事業規模および借入規模に比べると僅少であること。

③. 同社グループのりそな銀行以外からの借入は、同社グループの信用力に鑑みて十分可能であること。

④. りそな銀行の総融資残高に占める同社グループに対する融資残高は、極めて僅少であること。

(5) 川本裕子氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

(6) 永井秀哉氏については、金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

なお、上記６氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者の要件を満たしております。

また、上記６氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２等に規定する独立役員です。

３．社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について

(1) 社外取締役候補者である小島邦夫氏が顧問を務める日本証券金融株式会社は、当該会社の業務の運営の状況に関し、公益または投資者保護の観点から改善に必要な措置を取るべき状況が認められたため、コンプライアンス態勢および内部管理態勢の充実・強化を図る必要があるとして、平成19年12月14日に、金融庁から業務改善命令を受けました。

本件は組織的なものではなく、また同氏は関与していないことから、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断致します。

(2) 社外取締役候補者である飯田英男氏が社外監査役を務める株式会社エコスは、当該会社の納入業者との取引において、不当な値引き、納入業者の従業員等の不正使用等があったとして、平成20年６月23日に、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

本件には同氏は関与しておらず、また上記命令受領後においては、監査役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断致します。

４．当社は、会社法第423条第１項に関する責任につき、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を社外取締役との間で締結しております。

第９期定時株主総会招集ご通知添付書類

第９期報告書①

第９期（平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）事業報告

１．当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

■ 金融経済環境

当期の世界経済は、各国の金融・財政政策の効果が現れる中、年度後半にかけて新興国主導で景気の持ち直しが続きました。

米国経済は、雇用面に厳しさが残るものの、大型財政政策や消費刺激策が奏功し、個人消費や住宅販売の下げ止まりがみられる中、消費者や企業の心理が徐々に改善しました。商業用不動産を巡る不良債権への懸念が残るものの、大手金融機関は一時の経営危機を脱し、相次いで公的資金の返済に動きました。

欧州では、各国の政策効果もあり緩やかな景気持ち直し傾向となったものの、年末以降、南欧の一部の国の財政危機が顕在化すると、加盟国ごとに財政政策が分離されている単一通貨ユーロの信認が問われる事態となりました。

一方、中国では大型財政政策や消費刺激策が奏功し、内需、外需ともに力強い回復を示しました。中国はドイツを抜いて世界最大の輸出国に浮上、自動車販売台数でも米国を抜き世界一となりました。中国の加工貿易の成長に伴い資源需要が急激に高まり、他の資源国経済の回復に大きく寄与したほか、旺盛な内需は先進国を始め、世界経済全体の回復を牽引する役割を果たしました。

このような世界経済情勢の下、わが国では平成20年秋以降急減していた輸出がアジア向け中心に回復に転じ、生産は平成21年２月を底に増産傾向を辿りました。政府の消費刺激策もあり、企業の業績改善が急ピッチで進み、10－12月期法人企業統計では全産業合計で10四半期ぶりの経常増益となりました。しかし、一方で企業の設備・雇用の過剰感は依然として強く、設備投資は７四半期連続で前年を下回りました。個人消費は厳しい雇用・所得環境の中、政策効果で一定の回復が見られ

たものの、依然大きな需給ギャップを反映して、物価はなお上昇に至らず、政府は11月の月例経済報告の中で、３年５ヶ月ぶりに日本経済がデフレ状況にあるとの認識を示しました。

国内金融資本市場は、景気の持ち直しや海外金融危機の沈静化を受けて、落ち着きを取り戻しました。日経平均株価は４月上旬の8,000円台の水準から概ね回復基調が継続し、７月には１万円台を回復しました。その後はドバイ債務問題や国際金融市場の動揺などから調整する局面もありましたが、良好な企業業績や海外株高を好感し、３月末には約１年半ぶりに１万1,000円台を回復しました。こうした中、長引くデフレ状況への対応策として、日本銀行は12月に追加的な資金供給に踏み切り、３月の金融政策決定会合では更に追加的な金融緩和措置を講じました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、一時的に上昇する局面はあったものの、総じて落ち着いた動きとなり、期末にかけては1.3～1.4%のレンジでのもみ合いとなりました。円の対ドルレートは、米国の低金利政策に伴う日米金利差縮小を背景に、４月上旬の101円台から、年後半にかけて円高基調となりました。一時84円台後半まで円高が進みましたが、日銀の追加的金融緩和を受けて、１月には93円台まで円安に振れました。その後は、欧州財政問題の顕在化やわが国低金利政策の継続観測を背景に、88～93円台での推移となりました。

■ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務などの金融関連業務を行っております。

■ 企業集団の事業の経過及び成果

前述の金融経済環境の下、第９期事業年度におきましても、当グループは平成20年11月に策定した「経営の健全化のための計画」（真のリテールバンクの確立をめざして）に基づき、『りそな』の差別化戦略を徹底しつつ、個人のお客さま向けのビジネス（個人ローン、金融商品販売、資産承継ビジネス）、法人のお客さま向けのビジネス（中小企業貸出、不動産、企業年金）に取組むことで、資産効率重視の収益増強を図ってまいりました。

（個人ビジネス）

個人のお客さまには、個人ローンや資産運用商品等、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしてまいりました。

―個人ローン―

住宅ローンビジネスについては、新設住宅着工戸数の減少等にみられるように住宅市場の冷え込みが続き、他社との競争が激化する中、従来の新築・分譲関連事業者のみならず住宅流通関連事業者との連携を強化するとともに、競争力のある商品の提供やお客さま向けサービスの向上に努めることで、着実に貸出残高を積上げ、収益増強に取組んでまいりました。

推進面では、営業店等において借りかえ相談会、家計見直しセミナーを開催し、お客さまが従来以上に身近にご相談いただける機会を創出しているほか、住宅関連事業者向け勉強会の開催等により、更なる連携強化に向けた取組みを実施しております。商品面では、長期固定金利ニーズにお応えするため、「フラット35」の利便性向上に注力するとともに、変動金利と固定金利の組合せが可能な金利ミックス型商品である「すまい・るパッケージ」の商品改定により、借りかえニーズへの対応も強化しております。さらに、りそなダイレクトに住宅ローンの一部繰上返済機能を追加する

など、お客さまのライフプランをサポートする商品・サービスをご提供しております。
消費性ローンビジネスについては、改正貸金業法の段階的施行に伴う外部環境の変化や多様化するお客さまのニーズを踏まえ、データベースマーケティングによる効果的なプロモーションを展開するとともに、新商品の開発によるビジネス強化に取組んでおります。

―金融商品販売―

世界的な景気刺激策に支えられ、世界経済が回復傾向にあることから、当グループにおける金融商品販売ビジネスは厳しい中にも持ち直しの傾向にあります。当グループでは、金融商品販売ビジネスの復調を本格的なものにすべく、引き続き競争力のある独自商品の提供や、担い手のスキルの向上、適切な情報提供等によるアフターフォローの強化により、お客さま満足度の向上を図り、金融商品販売ビジネスの強化に努めてまいりました。
提供商品としては、当グループ専用投資信託を中心とした新たな投資信託商品や、新たな円貨定額・変額個人年金保険、平準払型終身保険、収入保障保険等の保険商品をご提供することで、他社との差別化を図りながら、品揃えの充実に注力してまいりました。保険商品については、上記のほか、一時払終身保険、外貨定額個人年金保険、及び即時年金受取型変額個人年金保険等の多彩なラインアップにより、お客さまのライフステージに応じて、「殖やす」ニーズ、「備える」ニーズ、「遺す」ニーズに幅広く対応することが可能となっております。担い手については、投資信託を中心に投資商品の販売を主業務とする「資金運用コンサルタント」、保険会社からの出向等による「ファイナンシャルアドバイザー」の継続活用や、営業店窓口における資産運用及びローンの相談を主業務とする「マネーライフプランナー」、資産運用相談を主業務とする「資金運用アドバイザー」の計画的な配置により、営業戦力の一層の強化を図っております。加えて、スキル向上のため、集合研修や営業現場での販売実践等を通じて、相談力、販売力の強化に努めております。

―資産承継ビジネス―

資産承継ビジネスについては、高齢社会の進展に伴い市場が拡大する中、株式会社りそな銀行の持つ信託機能を活用した遺言信託や遺産整理業務（愛称：相続手続代行サービス）等の資産承継ノウハウを、当グループの持つ店舗ネットワークとお客さま基盤を活かしてご提供することにより、お客さまの「遺す」ニーズにお応えしてまいりました。
平成20年４月以降、FP（ファイナンシャルプランナー）を増員するなど、従来以上にお客さま一人ひとりのご資産・ご意向に沿ったプランをご提案する体制を整え、コンサルティング活動を強化することで、お客さまの課題の顕在化と信託機能を活用した課題解決に取組んでおります。また、企業オーナー向けに事業承継コンサルティングや自社株承継信託の推進を強化し、法人・個人一体となった資産承継ニーズにお応えしております。

（法人ビジネス）

法人のお客さまには、中小企業貸出・不動産・企業年金等、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしてまいりました。

―中小企業貸出―

昨年度来続いていた企業の大型倒産増加の傾向が沈静化するなど、国内景気は最悪期を脱したものの、雇用環境は依然として厳しい状況にあり、国内需要の低迷は長期化の様相を呈しております。このような環境下、当グループは地域特性に応じた営業推進と、お客さまのニーズに合ったきめ細

かな対応に努め、中小企業のお客さまへの円滑な金融機能のご提供に注力してまいりました。
　株式会社りそな銀行では、６地域・３営業本部による「地域運営」のもと、営業推進を担う「営業部（法人・個人)」と窓口サービス・内部管理を担当する「お客さまサービス部」との分業体制をとることで、担当者の専門性を高度化し、お客さまへのサービス品質向上に努めております。各地域において、地域担当役員をはじめ地域スタッフが営業店支援に取組むとともに、本部支援体制として「法人ソリューション営業部」が当グループの持つソリューション機能をコーディネートする役割を担うことで、企業のお客さまが抱える経営課題を解決する最適なサービスをご提供しております。商品開発においては、様々なお客さまのニーズにお応えするため、全国の各信用保証協会との提携保証商品、環境配慮型融資、ABL（アセット・ベースト・レンディング）等の新商品の開発や既存商品の商品性向上に努めております。またビジネスマッチングについても東京・大阪に設置しております「ビジネスソリューションプラザ」がマッチング情報のコーディネート機能を担い、個別のお引き合わせや商談会の開催を通じてお客さまのニーズにお応えするサービスをご提供しております。
　今後も、円滑な金融機能の提供と併せ、不動産・信託業務等の当グループの強みを活かし、企業や企業オーナーのニーズに応える質の高いサービスの提供を通じて、中長期的なお客さま基盤の拡大に努めてまいります。

―不動産―
　株式会社りそな銀行は、商業銀行で唯一不動産業務を本体で併営しており、店舗ネットワークやお客さま基盤の優位性を活かした良質な不動産情報の獲得に努め、仲介、コンサルティング、流動化､鑑定等の幅広いソリューション機能を強化することで不動産収益の向上を図ってまいりました。特に、中核業務である不動産仲介においては、従来以上に営業現場に軸足を置いた業務サポート体制により、営業現場との協働体制を強化し、お客さまに迅速かつ最適なサービスをご提供しております。また、当グループの他の商業銀行のお客さまの不動産ニーズに対しても、株式会社りそな銀行のソリューション機能をご提供することにより､グループシナジーを高めるよう努めております。
　今後は、引き続き従来以上に株式会社りそな銀行の強みである不動産業務を本体で併営しているメリットと当グループのお客さま基盤を最大限に活用した不動産ビジネスを展開してまいります。また、多様化するお客さまニーズやお客さまが抱える不動産に関する諸問題を多角的に調査・分析し、最適なソリューション機能をご提供してまいります。

―企業年金―
　高齢化の進展を背景に年金に対する関心が高まりを見せる中、平成24年３月に迫った適格年金制度の廃止、退職給付にかかる国際会計基準とのコンバージェンス等、企業年金はまさに「変革の時代」にあり、お客さまのニーズもますます多様化・高度化しております。当グループは、従来から経営課題解決型ビジネスの柱の一つとして、企業年金に係るソリューションをお客さまに幅広くご提供してまいりました。平成21年４月には、信託機能の強化に基づく営業力及びサービス組成力の強化を狙いとして、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社を合併しました。商業銀行のお客さま基盤と専業信託銀行の高度な信託機能を融合することで、従来以上にお客さまの経営課題解決に向けたソリューションをご提供する態勢を整えております。
　企業年金に関する具体的な取組みとして、企業年金取引先の拡充を全社的な優先課題とすることによる営業店の年金推進マインドの強化、担い手の拡大とスキルアップ、本部サポート体制の強化等、営業体制を整備しております。このような施策を通じて、お客さまへのコンタクトが合併前に

比べ大幅に増加するなど、「リテール×信託」ブランド確立へ向けた営業活動の効果は着実に現れております。

今後は営業店のスキルレベルの向上による自立的な推進態勢の構築や、運用業務、制度設計・管理業務の高度化、お客さまアンケートの実施等によるサービスレベルの向上に取組み、良質かつ競争力のあるサービスをご提供していくことで、企業年金業務の拡大に注力してまいります。

(当連結会計年度の業績)

当連結会計年度の業績については次の通りとなりました。

連結経常収益につきましては、貸出金利息を中心とした資金運用収益が5,887億円、信託報酬が287億円、役務取引等収益が1,656億円、特定取引収益が265億円、国債等債券売却益などのその他業務収益が397億円、株式等売却益などのその他経常収益が256億円、合計8,751億円となりました。前連結会計年度比では、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が887億円減少したほか、その他経常収益が102億円の減少、信託報酬が66億円の減少となり、連結経常収益全体では1,041億円の減少となりました。連結経常費用につきましては、預金利息などの資金調達費用が892億円、役務取引等費用が492億円、特定取引費用が１億円、その他業務費用が323億円、営業経費が3,875億円、貸出金償却などの与信関連費用や株式等売却損・株式等償却を含むその他経常費用が1,642億円、合計7,228億円となりました。前連結会計年度比では、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が1,124億円減少したほか、預金金利の低下などにより資金調達費用が411億円減少し、連結経常費用全体では1,420億円の減少となりました。

以上の結果、連結経常利益は1,523億円、前連結会計年度比379億円の増加となりました。また、特別利益は、前連結会計年度に当社の子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルの売却益を計上したこともあり、前連結会計年度比988億円減少の287億円となりました。一方、特別損失は49億円となっております。なお、法人税等調整額は前連結会計年度比696億円減少の277億円となりました。これらにより、連結当期純利益は1,322億円、前連結会計年度比83億円の増加となりました。

連結総資産は40兆7,435億円、前連結会計年度末比8,803億円の増加となりました。連結純資産は、その他有価証券評価差額金の増加などにより２兆2,718億円、前連結会計年度末比938億円の増加となりました。

■ 当社の事業の経過及び成果

当社は銀行持株会社であり、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びその他のグループ会社の親会社として、事業戦略策定、経営資源の配分、及び経営管理を行い、グループ全体を統括しております。

資本政策につきましては、自己資本の質の向上を図るとともに、新規普通株式数を上回る潜在株式数を削減することにより潜在的な希薄化の影響を抑制する観点から、平成21年９月に、第９種優先株式3,500億円（発行価額ベース）を取得・消却するとともに新規普通株式1,036億円を発行いたしました。

さらに、平成21年12月には第６種優先株式750億円を発行し「その他資本剰余金」に振替えることにより、自己株式の取得原資を増加いたしました。

当社単体の業績につきましては、経常利益は326億円、当期純利益は349億円を計上いたしました。これを踏まえ、優先株式について所定の配当を行うと同時に、普通株式についても、１株10円の配当を実施させていただきます。

■ 企業集団が対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンクの確立」のため、平成20年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.１への挑戦）に取組んでおります。

① 事業領域の選択と集中

当グループは、『りそな』の強みを発揮できる地域（エリア）・事業分野（ビジネス）に経営資源を集中的に配分してまいります。

（重点地域）

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、当社「金融マーケティング研究所」の調査・分析機能を活用したきめ細かなエリアマーケティングをベースに、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施しております。

（重点ビジネス）

当グループは、『りそな』の強みである５大ビジネス（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を、「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」を切り口に、マーケットインの発想で事業領域として再整理し、今まで以上にお客さま本位のビジネスを展開するべく努めております。

・個人ビジネス

個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。「お客さまへの付加価値の提供」を行動の起点としたお客さま本位のビジネスにこだわり、お客さまのセグメントごとの担当の明確化、お客さま接点の拡充、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の活用により集積されたお客さま情報に基づく営業推進やマーケティングの強化に努めております。

・法人ビジネス

当グループは、セグメントごとの担当制と支援機能の充実や、質を重視した営業活動により、お客さま１社１社とのリレーションを大切にしております。営業現場と本部が一体となって知恵やスキルを結集することで、お客さまの抱える経営課題に最適な解決策（中小企業貸出・不動産・企業年金等）をご提供できる経営課題解決型のビジネスを展開しております。

② りそなスタイルの確立

当グループは、ローコスト運営による生産性追求、お客さまに軸足を置いた業務運営の変革、及び差別化戦略を支えるサービス改革に取組んでまいりました。引き続き、差別化のためのこれらの変革を更に深化させ、「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.１への挑戦」に取組み、定着を図ることにより「りそなスタイル」を確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

（新しい企業文化の創造）

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、ローコスト運営・営業力強化・オペレーション改革を進めてまいりました。こうした改革を継続して、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、ペーパーレス事務運営・ワークスタイルの変革・マーケティングの強化に取組み、新しい企業文化の創造に取組んでおります。

（個の重視）

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、ダイバーシティマネジメントへの挑戦を課題として、地域運営等様々な差別化戦略を実施してまいりました。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切にし、リレーションの強化や人材改革に取組んでまいります。

（信頼度No.１への挑戦）

当グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.１企業を目指してまいりました。引き続き、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めていただけるように「サービス改革」や「CSR」への取組みを強化してまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「真のリテールバンクの確立」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	11,533	11,144	9,792	8,751
連結経常利益	4,098	2,337	1,144	1,523
連結当期純利益	6,648	3,028	1,239	1,322
連結純資産額	19,701	25,246	21,780	22,718
連結総資産	399,856	399,161	398,631	407,435

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
営業収益	3,958	6,004	1,855	390
受取配当額	3,894	5,938	1,784	320
銀行業を営む子会社	3,894	5,937	1,784	320
その他の子会社	0	0	0	—
当期純利益	百万円 419,123	百万円 624,674	百万円 174,105	百万円 34,979
1株当たりの当期純利益	円 銭 32,367 71	円 銭 51,933 83	円 銭 120 97	円 銭 1 33
総資産	13,640	22,279	20,283	18,091
銀行業を営む子会社株式等	10,923	10,923	10,923	10,923
その他の子会社株式等	189	189	158	266

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社は平成21年1月4日に普通株式及び各種優先株式の各1株を100株に分割しております。
1株当たり情報については、平成20年度の期首に当該株式分割があったものと仮定して記載しております。
3．1株当たりの当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式の期中平均株式数を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末		前年度末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
使用人数	16,385人	371人	16,109人	389人

（注）就業者数を記載しております。

ロ．当社の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	508　人	521　人
平均年齢	42　年　7　月	42　年　3　月
平均勤続年数	18　年　8　月	18　年　5　月
平均給与月額	541　千円	552　千円

（注）1．当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他３社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．企業集団の主要な営業所等の状況

①銀行・信託業務

株式会社りそな銀行　　大阪営業部、東京営業部、他320ヵ店（前年度末328ヵ店）
株式会社埼玉りそな銀行　　さいたま営業部、他131ヵ店（前年度末132ヵ店）
株式会社近畿大阪銀行　　本店、他135ヵ店（前年度末136ヵ店）

②その他の業務

りそな決済サービス株式会社　　本社、他４ヵ店
りそなカード株式会社　　本社、他１ヵ店
りそなキャピタル株式会社　　本社、他１ヵ店

ロ．当社の事務所の状況

事　務　所　名	所　　　在　　　地	設置年月日
大　　阪　　本　　社	大阪市中央区備後町二丁目２番１号	平成13年12月12日
東　　京　　本　　社	東京都千代田区大手町一丁目１番２号	平成14年３月１日

なお、当社は平成22年５月６日に、東京本社を移転しました。新しい所在地は下記のとおりであります。

事　務　所　名	所　　　在　　　地
東　　京　　本　　社	東京都江東区木場一丁目５番65号 深川ギャザリアＷ２棟

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	27,257

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　　容	金　　額
ソフトウェアの導入・更改	10,681
研修センターの新築（埼玉りそな銀行）	855
店舗の新設（りそな銀行戸塚支店他）	762
店舗等の売却（りそな銀行西宮北口支店他）	
合　　　計	12,299

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況
該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	当社への配当額
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	大正7年5月15日	百万円 279,928	% 100.00	百万円 31,226
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	銀行業務	平成14年8月27日	70,000	100.00	7
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区城見一丁目4番27号	銀行業務	昭和25年11月24日	38,971	100.00	842
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	信用保証業務	昭和50年5月8日	14,000	100.00 (49.02)	—
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信用保証業務	昭和44年7月23日	6,000	100.00 (100.00)	—
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区備後町一丁目7番6号	信用保証業務	平成7年3月17日	6,397	100.00 (100.00)	—
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ファクタリング業務	昭和53年10月25日	1,000	100.00	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区九段南一丁目5番6号	債権管理回収業務	平成12年10月25日	500	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都江東区東陽二丁目2番20号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和58年2月12日	1,000	58.25 (8.35)	—
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ベンチャーキャピタル業務	昭和63年3月29日	10,649	98.16 (3.36)	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	コンサルティング業務	昭和61年10月1日	100	92.43 (42.68)	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区上野五丁目25番11号	事務等受託業務	昭和55年7月25日	80	100.00	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区備後町二丁目1番8号	人材派遣業務 福利厚生業務	昭和62年10月2日	60	100.00	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	信託業務 銀行業務	平成12年6月20日	51,000	33.33 (33.33)	—
日本トラスティ情報システム株式会社	東京都府中市日鋼町1番10	情報処理サービス業務	昭和63年11月1日	300	33.33 (33.33)	—
りそなプルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania)	JL.Jend. Sudirman Kav. 40-41, Jakarta, Indonesia	銀行業務	昭和31年2月15日	2,850億インドネシアルピア (2,907百万円)	43.41 (43.41)	—

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
３．当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
４．当社が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
５．平成21年４月１日付で、当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、株式会社りそな銀行を存続会社として合併いたしました。
６．平成22年４月１日付で、当社の子会社であるりそな人事サポート株式会社とりそなビジネスサービス株式会社は、りそな人事サポート株式会社を存続会社として合併し、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更いたしました。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年４月１日付で株式会社りそな銀行を存続会社として合併しております。

2．会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
細　谷　英　二	取締役 代表執行役	株式会社りそな銀行取締役会長	
檜　垣　誠　司	取締役 代表執行役	株式会社りそな銀行代表取締役兼執行役員	
東　　和　浩	取締役 執行役 グループ戦略部担当 (※１) 兼コーポレートガバナンス 事務局担当	株式会社りそな銀行執行役員	
磯　野　　薫	取締役		
渡邉正太郎	取締役 （社外役員）	株式会社りそな銀行取締役（社外役員） フジッコ株式会社監査役（社外役員）	
小　島　邦　夫	取締役 （社外役員）	社団法人経済同友会（※２）専務理事 日本証券金融株式会社顧問 株式会社商船三井取締役（社外役員） 株式会社JBISホールディングス取締役（社外役員）	
飯　田　英　男	取締役 （社外役員）	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス監査役（社外役員） 文化シヤッター株式会社監査役（社外役員）	
奥　田　　務	取締役 （社外役員）	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所取締役（社外役員）	
川　本　裕　子	取締役 （社外役員）	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所 取締役（社外役員） マネックスグループ株式会社 取締役（社外役員） 東京海上ホールディングス株式会社 監査役（社外役員） ヤマハ発動機株式会社 取締役（社外役員）	
永　井　秀　哉	取締役 （社外役員）	株式会社埼玉りそな銀行取締役（社外役員） 東洋学園大学現代経営学部教授	
岩　田　直　樹	執行役 グループ戦略部 (りそな銀行経営管理)担当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員	
上　條　正　仁	執行役 グループ戦略部 (埼玉りそな銀行経営管理)担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長	

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
桔梗芳人	執行役 グループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当	株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員	
中村重治	執行役 コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当	株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員	
喜沢弘幸	執行役 コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 取締役兼専務執行役員	
池田一義	執行役 オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼ＩＴ企画部担当	株式会社りそな銀行常務執行役員	
松井浩一	執行役 リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行執行役員	
野村　眞	執行役 財務部長 兼グループ戦略部（ファイナンス・グループＡＬＭ）担当		
吉武　一	執行役 内部監査部長	株式会社近畿大阪銀行 取締役（社外役員）	

（注）１．グループ戦略部（ファイナンス・グループＡＬＭ）担当の職務を除きます（上記※１）。
２．社団法人経済同友会は、平成22年4月1日付で公益社団法人に移行しております（上記※２）。
３．細谷英二、檜垣誠司及び東和浩は執行役を兼務しております。
４．当年度中の執行役の辞任
平成21年５月31日付で執行役水田廣行、川田憲治、深井慎、田村泰博及び野口正敏は辞任いたしました。
執行役商品企画部担当の池田博之は、同部が組織改正により廃止されたことに伴い、平成21年９月30日付で辞任いたしました。なお、退任時において、株式会社りそな銀行常務執行役員及び株式会社埼玉りそな銀行社外取締役を兼務しております。
５．各委員会の委員は下記のとおりです。平成21年６月25日開催の取締役会で選定され、就任いたしました。
指名委員会：永井秀哉（委員長）　渡邉正太郎　細谷英二
監査委員会：磯野　薫（委員長）　飯田英男　川本裕子
報酬委員会：小島邦夫（委員長）　奥田　務　細谷英二

(2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度に係る役員の報酬等の総額　　　　（単位：人・百万円）

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9	83
執 行 役	15	149
計	24	232

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は、取締役10名、執行役12名で、内３名は取締役と執行役を兼務しております。なお、取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する３名については、執行役としての報酬を支給しておりません。

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

(1) 当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。

(2) 具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成します。

①役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給します。

執行役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績及び会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は60対40とします。

取締役の業績連動報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は95対５とします。

(3) 指名、報酬、監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、上記(2)の報酬に加え、各委員としての報酬を支給します。

(4) 執行役と取締役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しません。また、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、報酬は支給しません。

なお、退職慰労金制度については、平成16年６月25日をもって廃止しております。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
渡　邉　正　太　郎	株式会社りそな銀行（※１）社外取締役 フジッコ株式会社社外監査役
小　島　邦　夫	社団法人経済同友会（※２）専務理事 日本証券金融株式会社顧問 株式会社商船三井社外取締役 株式会社ＪＢＩＳホールディングス社外取締役
飯　田　英　男	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス社外監査役 文化シヤッター株式会社社外監査役
奥　田　　務	J. フロントリテイリング株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所社外取締役
川　本　裕　子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所社外取締役 マネックスグループ株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外監査役 ヤマハ発動機株式会社社外取締役
永　井　秀　哉	株式会社埼玉りそな銀行（※１）社外取締役 東洋学園大学現代経営学部教授

（注）１．株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行は当社の完全子会社であります（上記※１）。
２．社団法人経済同友会は、平成22年４月１日付で公益社団法人に移行しております（上記※２）。
３．その他の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
４．社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。
５．社外役員は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２等に規定する独立役員です。

（2）社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏　　　名	在　任　期　間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
渡　邉　正　太　郎	6年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち4回出席。	製造業出身者及び長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や業務運営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
小　島　邦　夫	4年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち14回出席。 当年度報酬委員会3回開催のうち3回出席。	金融分野の専門家及び経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯　田　英　男	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥　田　　　務	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会3回開催のうち2回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
川　本　裕　子	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち13回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永　井　秀　哉	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち5回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1．在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、１ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2．会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

（3）責任限定契約

社外取締役である渡邉正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏及び永井秀哉氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第１項に関する責任につき、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人・百万円)

	当社からの報酬等		子会社からの報酬等	
	支 給 人 数	報酬等の額	支 給 人 数	報酬等の額
報 酬 等 の 合 計	7	62	2	14

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4．当社の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	普 通 株 式	7,300,000千株
	優 先 株 式	911,780千株
	（うち丙種優先株式	12,000千株）
	（うち己種優先株式	8,000千株）
	（うち第１種優先株式	275,000千株）
	（うち第２種優先株式	281,780千株）
	（うち第３種優先株式	275,000千株）
	（うち第４種優先株式	10,000千株）
	（うち第５種優先株式	10,000千株）
	（うち第６種優先株式	10,000千株）
	（うち第７種優先株式	10,000千株）
	（うち第８種優先株式	10,000千株）
	（うち第９種優先株式	10,000千株）
発行済株式の総数	普 通 株 式	1,214,957千株
	優 先 株 式	861,300千株
	（うち丙種第一回優先株式	12,000千株）
	（うち己種第一回優先株式	8,000千株）
	（うち第１種第一回優先株式	275,000千株）
	（うち第２種第一回優先株式	281,780千株）
	（うち第３種第一回優先株式	275,000千株）
	（うち第４種優先株式	2,520千株）
	（うち第５種優先株式	4,000千株）
	（うち第６種優先株式	3,000千株）

（注）１．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．当社は、平成21年９月８日に、第９種優先株式10,000千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。
３．平成21年12月８日に第６種優先株式を発行いたしました。

（2）当年度末株主数

普 通 株 式	292,666名
丙種第一回優先株式	1名
己種第一回優先株式	1名
第１種第一回優先株式	1名
第２種第一回優先株式	1名
第３種第一回優先株式	1名
第４種優先株式	1名
第５種優先株式	1名
第６種優先株式	3名

(3) 大　株　主

①普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預金保険機構	503,262 千株	43.73 %
第一生命保険相互会社	55,241	4.80
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	39,483	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,989	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,112	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	8,601	0.74
野村ホールディングス株式会社	7,904	0.68
東京海上日動火災保険株式会社	5,565	0.48
日本生命保険相互会社	5,488	0.47
りそなホールディングス従業員持株会	5,306	0.46

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式（64,168千株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。
4．預金保険機構ほか３名から平成21年９月15日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が平成21年９月８日現在で当社株式511,039千株（持株比率44.40%）を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成22年３月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

②丙種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	12,000 千株	100.00 %

③己種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	8,000 千株	100.00 %

④第１種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預金保険機構	275,000 千株	100.00 %

⑤第2種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預金保険機構	281,780千株	100.00％

⑥第3種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預金保険機構	275,000千株	100.00％

⑦第4種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社しんきん信託銀行	2,520千株	100.00％

⑧第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
第一生命保険相互会社	4,000千株	100.00％

⑨第6種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	2,000千株	66.66％
明治安田生命保険相互会社	800千株	26.66％
大同生命保険株式会社	200千株	6.66％

（注）以上の優先株式につきましては、持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式	40,027株
取得価額の総額	52,202千円

（注）上記以外に、会社法第157条第１項の規定に基づき、以下の優先株式を自己株式として取得しております。なお、取得した優先株式に関しては、当期中に消却を行っております。

第９種優先株式

取得日	平成21年９月８日
取得株式の総数	10,000,000株
取得価額の総額	271,250,000,000円

②処分株式

普通株式	4,996株
処分価額の総額	6,759千円

③決算期における保有株式

普通株式	64,168,361株

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　古澤　茂 指定有限責任社員　岸野　勝 指定有限責任社員　牧野あや子	180	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務 ・会計処理に関する相談業務等

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 673百万円
３．監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年７月１日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。
また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ．会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
当グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、この観点から、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出は極力抑制することを基本的な方針としております。従いまして、優先株式は所定の配当、普通株式配当も今後の収益状況等を踏まえたうえ、１株につき10円を基本とした安定配当に努めることといたします。
自己株式の取得については、公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ、関係当局と協議の上、適切に対応してまいります。

ハ．当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査
りそなプルダニア銀行（P.T. Bank Resona Perdania）の2009年12月事業年度の会計監査人はOsman Bing Satrio & Rekan　(Member of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein)となっております。

６． 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、「グループ内部統制に係る基本方針」を取締役会が決定しております。

「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

(1) はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針（以下、本基本方針）をここに定める。
本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

(2) 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の４つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

①業務の有効性及び効率性の向上
事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

②財務報告の信頼性の確保
投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③法令等の遵守
銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④資産の保全
資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

（3）内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

①執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、執行役及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、執行役及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取組むものとする。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

執行役や組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。
また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

(1) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

(2)「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。

(3) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。

(4) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。
また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。
また、執行役は、この協議内容や当該使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮すべきものとする。

⑧執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

全ての執行役及び使用人は、別途定める「監査委員会に対する報告に関する規程」に従い、当社もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。
また上記にかかわらず、監査委員会は必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができるものとする。

⑨その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査委員会への報告を行うものとする。また、内部監査、財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署は、監査委員会との円滑な意思疎通等その連係に努めるものとする。

7．その他

該当ありません。

［株主総会会場ご案内略図］

会場　大阪市中央区備後町二丁目2番1号
　　　りそな本店ビル　地下2階講堂
電話　大阪（06）6268-7400

○入口　　　　「りそな本店ビル（りそな銀行）」1階
　　　　　　　堺筋側入口よりお入りください。
○最寄りの駅　地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅（出口⓱）
　　　　　　　地下鉄御堂筋線　　　　本　町　駅（出口❶、❸）

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
　　　　ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。